

○熊本県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

平成28年4月1日

本部訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第15条の2第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、熊本県警察に勤務する職員（地方警務官、非常勤職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）及び臨時的に任用された職員を除く。）の標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第2条 前条の標準的な職は、別表第1の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第2欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第3条 別表第1の第1欄第1号に掲げる職務における標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第2の左欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 別表第1の第1欄第2号に掲げる職務における標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第3の左欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(職制上の段階に関する細目)

第4条 この訓令に定めるもののほか、職制上の段階に関する細部事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

※ 別表 (略)